

小型家電リサイクル

浦臼町では、「小型家電リサイクル法」に基づき、使用済み小型家電の回収を行っています。小型家電には、金や銀などの貴金属やレアメタルといった有用な金属が含まれております。限りある資源の有効利用とごみ減量化のため回収にご協力ください。

回収方法

役場1階集会室前通路に **青色の専用回収ボックス**

を設置し、使用済み小型家電を無料で回収しています。



回収対象

縦28センチメートル×28センチメートルの回収ボックス投入口に入れることのできる家庭で不要となった小型電子・電気機器やコード類などの付属品

小型電子・電気機器とは電気や電池で動く小型の家電製品です。

主な回収品目

パソコン(ブラウン管モニターを除く)、携帯電話、電話機、ファクシミリ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDデッキ、ゲーム機、携帯音楽プレイヤー、ワープロ、電子手帳、電子辞書、電卓、カーナビ、カーオーディオ、ETC関係装置、充電器、電源ケーブル、接続コード、ACアダプター、リモコン、各種メモリー(USB、コンパクトフラッシュ、スマートメディア等)、LANケーブル など

回収しないもの

- ・ 回収ボックス投入口(縦28センチメートル×横28センチメートル)から入らない小型家電
従来どおりのごみの出し方のルールに従って粗大ごみ又は燃やせないごみとして排出してください。(パソコンを除く)
- ・ 家電リサイクル法の対象品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)
- ・ パソコン(デスクトップ型パソコンのブラウン管モニター、液晶モニター)
- ・ ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVDなどの記録媒体
- ・ 電池、バッテリー、蛍光管・電球 (小型家電からとりはずしてください。)

- ・ 店舗や事務所など事業所から出る小型家電

注意事項

- ・ 個人情報が含まれるものは、あらかじめデータを削除してください。
- ・ 一度回収ボックスに入れたものは返却できません。
- ・ 持ち運びに使用した袋や箱は回収ボックスに入れないでください。

【問い合わせ先】

住民課 生活係 電話0125 - 68 - 2112